

# 国民民主党の対案

今後6カ月法案施行を延期し、以下8点を集中検討。

- ① 地方の人材確保への配慮
- ② 客観的かつ合理的な受け入れ上限（産業別・地域別）の設定
- ③ 適切な外国人労働者の待遇を確保するための配慮
- ④ 在留資格の変更に際しての一時帰国
- ⑤ 現行の各種受け入れ制度の実態把握に基づいた抜本的見直し
- ⑥ 適切な社会保障制度と教育制度のあり方
- ⑦ 家族帯同など人権的な配慮
- ⑧ 多文化共生施策の充実

⇒世界に選ばれる国

# 在留資格「特定技能」の現行制度との比較

	特定技能	建設就労	技能実習
監理団体	×	○(認可制)	○(許可制)
監理団体以外の仲介・斡旋	○	×	×
営利団体の仲介・斡旋	○	×(非営利)	×(非営利)
監督官庁	出入国在留 管理庁	国土交通省 法務省	法務省 厚生労働省
計画認定 ※	×	○	○
制度推進監督機関	なし	制度推進事業実施機関 FIITS(建設) NK(造船)	外国人技能実習機構 (主務大臣：法務大臣、 厚生労働大臣)
支援機関	登録支援機関 (任意・届出)	適正監理推進協議会 (業界団体・関係省庁等)	JITCO等 (内閣府所管)

パネル写し ※ 共通する在留資格認定申請を除く

出典：階猛事務所作成資料  
平成30年11月26日(月)衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)